

JI 監督委員会第 2 回会合

2006 年 3 月 8 日、10-11 日 ドイツ・ボン

結果概要 (“Meeting Report” 要約)

(原文は [こちら](#))

2006 年 3 月 23 日

文責 信岡洋子

JI 監督委員会結果概要

第 1 回の会合に引き続き、JI PDD の利用ガイドラインや独立組織の信任にかかる基準や手続き、ベースライン設定やモニタリングに関する指針などが議論された。独立組織を信任するパネルの設置が決定され、メンバーを募集することとなった。

1. JI PDD

JI の PDD 項目(フォーム)は前回合意し、その利用ガイドラインを事務局に準備するよう要請していた。今次会合では事務局が準備したガイドライン案を適宜改訂し合意にいたった ([Annex 1](#))。PDD 項目、ガイドライン、さらに吸収源 JI 用に別個の PDD を開発すべきかどうかについてパブリックインプットを募集する。期間は 2006 年 3 月 17 日から 4 月 16 日まで。詳細は http://ji.unfccc.int/CallForInputs/Pub_Input_PDD.html。

2. JI プロジェクトの文書やレビューの発行に関する手続き

ートラック 2 において独立信任組織(Accredited Independent Entity: AIE)が提出しなければならない JI プロジェクトの各種文書 (PDD、PDD に JI の適格性があるという determination report、モニタリングレポート、検証レポート) の発行手順を定めたもの ([Annex 2](#)) で今回合意にいたった。

文書発行手順([Annex 2](#) Draft procedures on public availability of documents under the verification procedure under the JISC)の主な合意内容：

- ① PDD : AIE はプロジェクト参加者が提出した PDD を UNFCCC 事務局を通じて UNFCCC ホームページに公表し、締約国やステイクホルダーなどからのコメントを受け付ける期間 (30 日間) を設ける。
- ② Determination report : JI の適格性を決定する AIE の報告。JI ホームページで公開し、レビュー申請受付期間 (45 日間) を設ける。
- ③ モニタリングレポート : プロジェクト参加者が AIE に提出し、AIE は JI ホームページで公開する。
- ④ 検証 (verification) レポート : AIE の排出削減量検証レポート。JI ホームページに公開され、15 日間のレビュー申請受付期間を設ける

ートラック 2 の JI プロジェクトのレビューそのもの手続きについては議論の結果、次回
会合でも引き続き検討することとなった。特にレビューの締め切りと判断基準を検討する。
なお、レビューチームに参加する専門家の委任事項(terms of reference)を別途事務局に次
回までに用意するよう要請した。JISC は専門家リストをつくり、レビューチーム設置時は
そこから専門家を集めることを考えている。

3. 独立組織(independent entity)の信任 (accreditation) について

第 1 回会合の議論をもとに事務局が CDM の手続きを参考に作成した独立組織の信任手続
き案を検討し、信任を検討する機関として、JI-AP(JI accreditation panel)の設置を決定。
4-6 人の構成とし、そのほかに JISC メンバー 2 人を JI-AP の議長、副議長として選出す
る。

JISC内のパネルや作業部会(working group)設置に係るガイドライン ([Annex 3](#)) 及びJI-AP
の委任事項(terms of reference) ([Annex 4](#)) に合意した。JI-APメンバーの募集をかけるこ
ととし、特に現在及び元CDM-APメンバーの応募を呼びかけた。

信任手続きそのものについては事務局がドラフトを更に詰めて行くことで合意。JI-AP は結
成され次第事務局案のレビューをする。

4. ベースライン設定・モニタリングに関する指針について

[COP/MOPのJIの指針に関する決定書Appendix B](#)に規定する指針に対して、第 2 回会合に
先立ってパブリックインプットの募集がかけられていた。これらインプットを検討した。
次回(第 3 回会合)でベースライン策定・モニタリングに関する指針案を用意し検討する。更
に小規模JIプロジェクトの条項案の作成もメンバー 4 人に要請し、次回話し合うこととする。

5. その他

2006 年 5 月の UNFCCC 補助機関会合で CDM 理事会のように Q&A セッションを設ける
予定。

以上